

## 岡谷市週休2日工事試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業における将来の持続的な担い手確保に資するため、労働環境改善を目的とした週休2日工事の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 週休2日工事 週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 現場閉所 巡回パトロール又は保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### (対象工事)

第3条 対象工事は、岡谷市が発注する建設工事のうち、予算執行課長が指定する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件、施工時期等の制約が厳しい工事
- (3) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (4) 設計金額が1,000万円未満の工事

(5) その他市長が対象工事に適さないと判断する工事

(受注者の取組)

第4条 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に記載する。

- 2 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施するものとする。
- 3 受注者は、施工計画書に記載した現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、掲示板参考図（別記様式）に準じて、週休2日工事である旨を明示する。
- 5 受注者は、契約担当課長が週休2日に係るアンケート調査、ヒアリング調査等を実施する場合には、これに協力しなければならない。

(発注者の取組)

第5条 契約担当課長は、週休2日工事を発注する場合は、入札公告等に週休2日工事の対象工事である旨を明記するものとする。

- 2 予算執行課長は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。
- 3 契約担当課長は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで当初の予定価格を作成する。この場合において、当該補正係数は、長野県の定める週休2日工事実施要領に準ずるものとする。
- 4 予算執行課長は、あらかじめ週休2日の対象外とする作業及び期間がある場合は、設計図書に明示するものとする。
- 5 監督員は、前条第4項の状況を確認する。
- 6 監督員は、現場閉所の実施状況について、工事記録等により月1回程度確認するものとする。
- 7 予算執行課長は、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業及び期間を決定するものとする。
- 8 予算執行課長は、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、第3項の規定により補正係数を乗じて得た経費を、当該経費に当該補正係数を除して得た額に減額変更する。
- 9 予算執行課長は、受注者が4週8休以上の現場閉所を行ったと認めた場合は、別に定めるしゅん工(完了)検査結果通知書により週休2日の達成を証明する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

掲示板参考図

<p>「週休2日」で工事を実施します</p> <p>この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日の実施に取り組めます。</p> <p>発注者： 電話</p> <p>受注者： 電話</p>
---

備 考

1 明示方法

上図を参考に作成し、公衆の見やすい場所に明示する。

2 明示内容

「週休2日を実施する旨」並びに「発注者及び受注者の連絡先」を明記する。

3 掲示板の大きさ

日本産業規格A3サイズ以上とする。